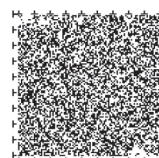


I

計画策定の考え方

NAGOYA KODOMO・KOSODATE
WAKUWAKU PLAN 2029



① 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定します。
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を包含した計画として策定します。
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけます。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進します。

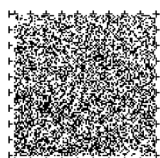
② 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

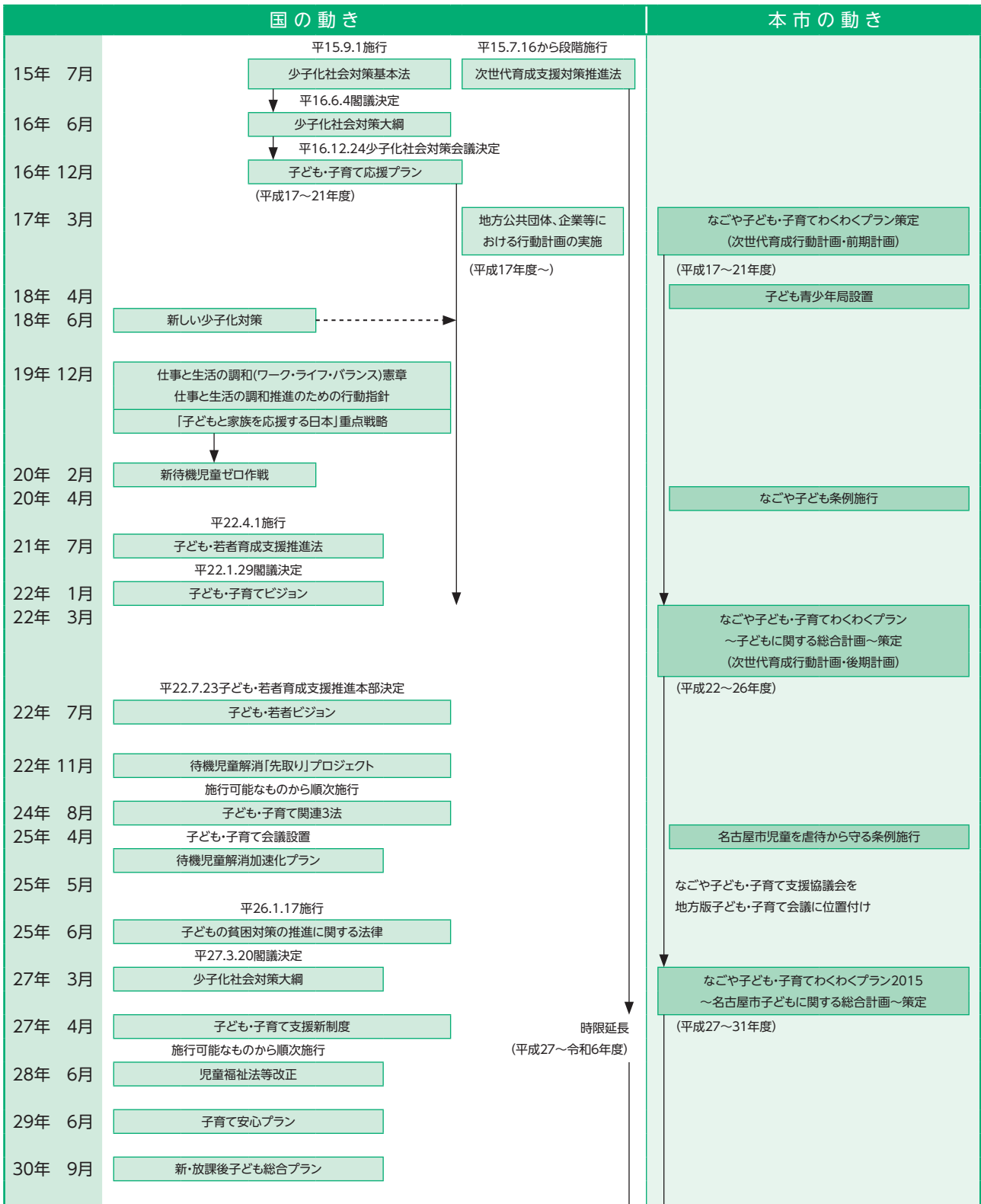
③ 計画の対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

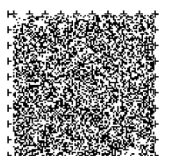
子育て家庭は「養育者、里親等を含む子どもを養育している家庭」、社会は「社会全体と社会を構成するあらゆる団体（市、地域住民等、学校等関係者、事業者等）」を指します。



＜参考＞国と本市の動きの比較

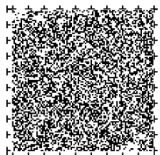


I
計画策定の
考え方



国の動き		本市の動き
元年 5月	令元.10.1施行 子ども・子育て支援法改正	
元年 6月	令2.4.1施行 児童福祉法等改正	
2年 1月		名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行
2年 3月		なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画 策定 (令和2～6年度)
2年 4月	令5.4.1施行 こども基本法	なごや子どもの権利条例施行 (なごや子ども条例の改正)
4年 6月	令6.4.1施行 児童福祉法等改正	
5年 4月	こども家庭庁発足 令5.6.13閣議決定	
5年 6月	こども未来戦略方針 令5.12.22閣議決定	
5年 12月	こども大綱 こども未来戦略	
6年 6月	令6.10.1施行 子ども・子育て支援法等改正	
7年 3月		なごや子ども・子育てわくわくプラン2029 名古屋市子どもに関する総合計画 策定 (令和7～11年度)
7年 4月		名古屋市児童を虐待から守る条例改正
時限延長 (令和7～16年度)		

国と本市の動きの比較



④ 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

平成 27 年に国連サミットにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の 17 の目標であり、地域の持続的な発展にとっても大変重要な目標です。そのため、本市が長期的展望に立ったまちづくりを進める上では、あらゆる施策を SDGs の理念を踏まえながら推進することとなっています。

本計画においても、SDGs の理念に基づき、各施策・事業を進めます。

SDGsの17の目標



本計画に関連する主なSDGs の目標

1	貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10	人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
2	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12	つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する
4	質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13	気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う	16	平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8	働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

